

事業所向け再エネ電力利用促進事業（非化石証書共同購入） 仕様書

1 事業の趣旨・目的

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の割合を高めるための取組の一環として、市内事業所に対して非化石証書の調達支援を行い、再エネ電力の利用を促進することにより、事業所の脱炭素化を推進することを目的とする。

2 事業名（支援メニュー名）

事業所向け再エネ電力利用促進事業（非化石証書共同購入）

3 連携協定

(1) 協定期間

連携協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の 3 か月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件で 1 年間継続することとし、以後も同様とする。

(2) 他の地方公共団体との連携

本市が連携協定に本市以外の地方公共団体の参画を希望する場合は、必要に応じて本市及び当該地方公共団体と本事業に関する協議等を実施し、速やかに連携協定の再締結に向けて調整すること。

4 事業計画

(1) 実施体制の構築及び統括責任者の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。

ウ 支援希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置するとともに、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。

エ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を提出すること（任意様式）。

(2) 事業計画の策定

ア 事業計画について、本市と協議して策定すること。

イ 事業スケジュールを作成すること。

5 事業の概要

事業所向け再エネ電力利用促進事業（非化石証書共同購入）（以下「本事業」という。）は、支援事業者が電力使用に伴う温室効果ガスの削減を検討している支援希望者に対し、共同購入を前提とした手数料にて非化石証書を提供することにより、支援希望者が低廉な価格で非化石証書の調達を可能とすることで、地域の温室効果ガスの削減を図るものである。

6 事業の内容

支援事業者が行う事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 支援希望者への対応

本事業を支援希望者へ周知することを目的に、以下の業務を実施すること。

ア パンフレットの作成及び印刷

事業概要を整理した支援希望者向けパンフレットを作成し印刷すること。パンフレットは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、本市との協議の上、作成すること。なお、記載内容は以下のとおりとする。

- ① 事業概要及びスケジュール
- ② 申込方法
- ③ その他本市が必要と認める内容

イ 専用ホームページの作成及び運用

事業概要等を掲載した専用ホームページを作成し運用すること。作成するホームページは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、本市との協議の上、作成すること。なお、掲載内容は以下のとおりとする。

- ① 事業概要及びスケジュール
- ② 申込方法
- ③ 申込フォーム
- ④ 問合せフォーム
- ⑤ その他本市が必要と認める内容

ウ 説明会の実施

支援希望者の募集期間において、本事業に関する支援希望者向け説明会（現地又はオンライン）を実施すること。また、本市が希望した場合、説明会実施後に本説明会の満足度や要望等の把握を目的にアンケート調査を実施すること。なお、調査内容は本市と支援事業者との協議の上、決定することとし、説明会の実施の周知は、支援事業者が作成するパンフレットや専用ホームページ等にて行うこと。

また、説明会の他に、事業概要等の説明動画を作成し専用ホームページ等で公開すること。

エ 問合せ窓口の設置

非化石証書の共同購入に関する問合せ全般に対応する窓口を設置すること。

また、問合せ等があった場合は、日時、内容等を記録し、本市へ報告すること。

オ その他

その他、本市が行う周知活動へ協力すること。

(2) 非化石証書の供給

ア 発電設備区分及び発電設備の所在地（都道府県単位）

支援希望者が選択できるようにすること。

イ 供給価格の決定

支援希望者の非化石証書調達希望量を集約の上、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）の非化石価値取引市場（以下「取引市場」という。）での入札価格に、JEPX の取引手数料及び支援事業者が事前に提案した代理購入手数料並びに消費税等を加えた購入見込単価を決定する。なお、入札価格は支援希望者と協議の上決定すること。

ウ 供給方法

「イ 供給価格の決定」で決定した購入見込単価を支援希望者に示し、了承を得た上で、支援希望者へ購入代金の支払いを求めること。

また、取引市場から「イ 供給価格の決定」で集約した非化石証書調達希望量に相当する非化石証書を調達すること。

なお、支援希望者の了承を得た購入見込単価で調達できない場合は、支援希望者に対し支援事業者が支払う最低手数料を除く購入代金の全額を払い戻すこと。

エ 引渡

調達した非化石証書を支援希望者ごとに「イ 供給価格の決定」の非化石証書調達希望量に充当する旨を証明する書類を作成すること。

また、調達した非化石証書に付与されるトラッキング情報について、JEPX から支援事業者が発行される証書（電子）などを支援希望者に引き渡すこと。

7 実績報告

支援事業者は、本事業の完了後、「6 事業の内容」の事業内容を取りまとめた以下の報告書を、令和 9 年 3 月 31 日までに本市に提出するものとする。

(1) 業務完了届

(2) 実績報告書

実績報告書には、以下の内容を含めること。

- ① 共同購入結果（購入参加者、供給量等）
- ② 市内事業所毎の契約実績
- ③ 市内事業所毎の温室効果ガス削減効果
- ⑤ 説明会及びアンケートにて実施した調査結果
- ⑥ 問合せ窓口への問合せ内容
- ⑦ 課題及び改善点
- ⑧ その他本市が必要と認める内容

(3) チラシ等広報に係る作成物及びその電子データ

8 本事業の収益

支援事業者の収益は、支援希望者から得る代理購入手数料とする。

手数料の金額は、支援事業者が事前に提案した共同購入を前提とした金額とすること。

9 著作権の取り扱い

- (1) 事業成果物に係る全ての著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、事業成果物に含まれる支援事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。
- (2) 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、支援事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。
- (3) 支援事業者は、前項までの著作物を利用する者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

支援事業者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 支援事業者は、「別記 個人情報取扱特記事項」及び「別記 暴力団等の排除について」を遵守すること。

(3) 打合せの実施

支援事業者は、本事業を実施するに当たり、本市と密接な連絡を取り合い、本市の要求に応じて打合せを実施すること。

(4) セキュリティ対策

支援事業者は、専用ホームページの作成・運用及び各種データ管理を行うに当たり、改ざんや機密情報の漏えいを防止するため、最新の情報を元に万全な対策を実施すること。

また、専用ホームページは「堺市情報セキュリティポリシー（堺市情報セキュリティ基本規程及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱）」に基づいたものとする。

11 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 支援事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

支援事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、本市は協定の解除ができる。この場合、本市又は支援希望者に損害を与えた場合は、支援事業者はその損害を賠償しなければならない。

なお、次期支援事業者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本市及び支援事業者双方の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について本市及び支援事業者が協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、協定期間終了若しくは協定の取消しなどにより次期支援事業者に事業を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

12 その他

(1) 本事業に関する内容については、本仕様書によるほか、支援事業者の提案内容に従い、協定締結後詳細な打合せにより、本市及び支援事業者双方合意の上、決定することとする。

(2) 本仕様書に明示なき事項、又は疑義が発生した場合は、本市及び支援事業者が協議することとする。

(3) 支援事業者は、支援希望者募集の際に次の事項について明示すること。

ア 支援事業者は、本市を代理する権限を有する者ではないこと。

イ 本市が支援事業者の資力・信用を保証するものではないこと。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 支援事業者は、事業所向け再エネ電力利用促進事業（非化石証書共同購入）に関する協定（以下「本協定」という。）に基づき実施する事業（以下「本事業」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 支援事業者は、本事業に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3条 支援事業者は、本事業に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本事業に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4条 支援事業者は、本事業を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5条 支援事業者は、本事業に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 本事業の実施に必要な場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。持ち出しの承諾を得た場合においても、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。
- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。特に事故を防ぐため、複数の者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずること。
- (4) 個人情報の漏えい等の防止のため、個人情報の秘匿性等その内容に応じてスマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限を行うこと。また、作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませない等の漏えいを防止する措置を講ずること。
- (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。また、アプリケーションやソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずること。
- (6) 本事業に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本事業の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(7) 支援事業者は、本事業の個人情報情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報情報の秘匿性等その内容に応じて、以下のとおり安全を確保しなければならない。

- ア (アクセス制御) パスワード等の管理に関する定めを整備 (その定期又は随時の見直しを含む。) し、ID やパスワードを設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。
- イ (アクセス記録) 当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録 (以下「アクセス記録」という。) を一定の期間保存し、及び必要に応じてアクセス記録を分析する等の措置を講ずること。
- ウ (アクセス記録) アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずること。
- エ (アクセス状況の監視) 当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には、必要に応じて警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の措置を講ずること。
- オ (管理者権限の設定) 情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の措置を講ずること。
- カ (外部からの不正アクセスの防止) 個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずること。
- キ (情報システムにおける個人情報の処理) 個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに再利用できない状態まで消去し、不正利用を防止するため必要な対策を講ずること。
- ク (暗号化) 情報の不正利用を防止するために必要な暗号化を講ずること。
- ケ (端末の限定) 本事業を処理する端末を限定するために必要な措置を講ずること。
- コ (端末の盗難防止等) 端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずること。
- サ (第三者の閲覧防止) 端末の使用に当たっては、個人情報に第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。
- シ (入力情報の照合等) 情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。
- ス (バックアップ) 個人情報の重要度に応じて、復元可能なバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずること。
- セ (情報システム設計書等の管理) 個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずること。
- ソ (入退管理) 個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域 (以下「情報システム室等」という。) に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずること。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設 (以下「保管施設」という。) を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずること。
- タ (入退管理) 情報システム室等について、必要があると認めるときは、出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずること。
- チ (入退管理) 情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入

りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、ID やパスワードを設定する等の入退の管理に関する必要な措置を講ずること。

ツ （情報システム室等の管理）外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

テ （情報システム室等の管理）災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

（返還、廃棄等）

第 6 条 支援事業者は、本事業を処理するために収集した、又は提供を受けた個人情報について、保有する必要がなくなった、又は本協定が終了し、若しくは解除されたときは、本市の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 支援事業者は、個人情報の消去又は廃棄に際して本市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 支援事業者は、本事業において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 支援事業者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で本市に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第 7 条 支援事業者は、本事業を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者（以下「再委託先」という。）にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他本市が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、本市が事前に承諾した場合に限り、支援事業者は、本事業の一部を再委託先に委託することができる。この場合において、支援事業者は、再委託先に対し、支援事業者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 支援事業者は、前項の規定により、本事業の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で本市に報告しなければならない。

4 支援事業者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、本市に対して責任を負うものとする。

（目的外の使用等の禁止）

第 8 条 支援事業者は、本事業に関して知り得た個人情報を、本事業を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第 9 条 支援事業者は、本事業を処理するために必要な場合を除き、本事業に関して知り得た個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告）

第 10 条 支援事業者は、この個人情報取扱事項特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに本市に報告し、対応を協議するものとする。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（協定の解除）

第 11 条 本市は、支援事業者がこの個人情報取扱事項に違反していると認めたときは、本協定を解除することができる。

別記 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を資材購入先等とすることの禁止

- ア 支援事業者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- イ これらの事実が確認された場合、本市は支援事業者に対し、当該資材購入先等との契約の解除を求めることができる。

(2) 資材購入契約等の締結について

支援事業者は、資材購入先等との契約の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ア 支援事業者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。
- イ 支援事業者は、資材購入先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ウ 支援事業者及び資材購入先等が当該誓約書を提出しない場合は、本協定の解除を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ア 支援事業者は、本事業の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は事業の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- イ 支援事業者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ウ 本市は、支援事業者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、本協定の解除を行うことができる。